

北海道小規模企業の振興に関する条例（仮称）素案

制定に当たって

道内の企業数の約 9 割を占める小規模企業は、地域の経済や雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な不可欠な存在です。

しかしながら、本道においては、全国のスピードを上回る少子高齢化の進行により、生産活動及び消費活動の両面において深刻な影響が生じることが懸念されており、現に小規模企業については、需要の減退による競争の激化に後継者の不在などが加わり、極めて厳しい経営状況です。

こうした状況の下で、国、道、市町村、小規模企業者及び小規模企業関係団体等が危機感を共有し、小規模企業者が持続的な発展を目指して経済社会情勢の変化に柔軟に対応することでその経営を持続し、先人たちが積み重ねてきたノウハウを次代に引き継いでいくことは、私たちの地域（ふるさと）を将来に引き継いでいく上で極めて重要であると考えています。

こうしたことから、条例を制定して小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けられる地域社会の実現に寄与することとします。

1 総則**（1）条例の目的**

小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、道の責務並びに小規模企業者及び小規模企業関係団体等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とします。

（2）定義

[必要な定義の例]

- ① 小規模企業者：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5

項に規定する小規模企業者であって、道内に事業所を有するもの

- ② 小規模企業関係団体：商工会、商工会議所のほか、小規模企業を支援する団体
- ③ 大学等：大学及び高等専門学校その他試験研究機関

中小企業基本法（抜粋（第2条第5項））

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条

- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

（3）基本理念

- ① 小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手であり、地域社会において重要な役割を担っていることに鑑み、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進するものとします。
- ② 小規模企業の振興は、国、道、市町村、小規模企業者及び小規模企業関係団体等の適切な役割分担の下で、一体的に推進するものとします。
- ③ 小規模企業の振興に当たっては、小規模企業者とその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮するものとします。
- ④ 小規模企業の振興に当たっては、個別の小規模企業の経営の規模及び形態を踏まえ、その主体性が十分発揮されるよう配慮するものとします。

（4）道の責務

- ① 道は、基本理念にのっとり、小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとします。
- ② 道は、小規模企業の振興に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、小規模企業者及び小規模企業関係団体等との緊密な連携を図るもの

とします。

- ③ 道は、小規模企業が地域経済の活性化及び道民生活の向上に貢献し、地域社会において重要な役割を担っていることについて、道民の理解を深めるよう努めるものとします。

(5) 小規模企業者の努力

- ① 小規模企業者は、基本理念にのっとり、その事業の持続的な発展のため、円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとします。
- ② 小規模企業者は、その事業の持続的な発展に関し地域における他の小規模企業者及び小規模企業関係団体等と連携するよう努めるものとします。

(6) 小規模企業関係団体の役割

- ① 小規模企業関係団体は、基本理念にのっとり、小規模企業の経営の改善及び向上に資するため、小規模企業を積極的に支援するとともに、他の小規模企業関係団体と相互に連携するよう努めるものとします。
- ② 小規模企業関係団体は、国、道、市町村等が行う小規模企業の振興に向けた取組に参画するよう努めるものとします。

(7) 金融機関の役割

金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を行うとともに、小規模企業に対する支援や協力を通じ、地域経済の活性化に努めるものとします。

(8) 大学等の役割

大学等は、基本理念にのっとり、小規模企業者が行う商品及び新技術の開発その他の事業活動に関して必要な助言、研究成果の普及等を行うよう努めるものとします。

(9) 小規模企業者以外の事業者の役割

- ① 小規模企業者以外の事業者であって、その事業に関し小規模企業者と関係のあるものは、基本理念にのっとり、地域の経済及び雇用を支える担い手である小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、小規模企業の事業機会の創出その他小規模企業者に対する必要な協力を行うよう努めるものとします。
- ② 小規模企業者以外の事業者であって、その事業に関し小規模企業者と関係のあるものは、道が行う小規模企業の振興に関する施策について協力するものとします。

(10) 市町村との連携等

- ① 道は、小規模企業の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う小規模企業の振興に関する取組に対し、連携協力するものとします。
- ② 道は、小規模企業の振興に関し、市町村に必要な協力を要請するものとします。

2 基本的施策

(1) 施策の基本方針

道は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとします。

- ① 小規模企業の経営体質（経営資源及び財務の状況）の強化を図ること。
- ② 小規模企業の事業の承継の円滑化を図ること。
- ③ 小規模企業に係る創業及び新たな事業分野への進出（以下「創業等」という。）の促進を図ること。

(2) 経営体質の強化

道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、小規模企業関係団体による経営指導の促進、小規模企業の事業活動に有用な技能、知識等に係る研修の充実、小規模企業の事業活動を担う人材の育成、道外からの人材の誘致その他の必要な施策を講ずるものとします。

(3) 事業承継の円滑化

道は、小規模企業の事業の承継の円滑化を図るため、経営者の意識の醸成、後継者の育成等に係る研修の充実、事業の承継に関する情報の提供、事業の承継を支援する人材の育成、専門家による相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとします。

(4) 創業等の促進

道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、起業家等による創業等のための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとします。

(5) 地域における支援体制の整備

- ① 道は、各地域における小規模企業を支援する体制の整備を図るため、小規模企業者と小規模企業関係団体等との連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとします。
- ② 道は、各地域における小規模企業を支援する体制の整備を図るに当たっては、事業の承継等に係る小規模企業の秘密が保持されるよう配慮するものとします。

(6) 円滑な資金の供給

道は、小規模企業の経営体質の強化及び事業の承継の円滑化並びに小規模企業に係る創業等の促進を図るため、金融機関等と連携し、小規模企業者、小規模企業の事業の譲渡を受けようとする者及び創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずるものとします。

(7) 小規模企業振興方策の策定

- ① 道は、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、小規模企業振興方策（小規模企業の振興に資する今後の具体的な取組を示すもの）を定めるものとします。

- ② 道は、小規模企業振興方策を定めたときは、これを公表するものとします。
- ③ 道は、経済社会情勢の変化等を勘案し、小規模企業振興方策の見直しを行い、必要に応じてこれを変更するものとします（小規模企業振興方策を変更したときは、②と同様にこれを公表するものとします。）。

（８）財政上の措置

道は、小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

（９）顕彰

道は、小規模企業の振興に関し顕著な功績のあったものの顕彰を行うものとします。